

(仮称)座間市児童発達支援センター設置条例(骨子案)にご意見を

担当 障がい福祉課

☎046(252)7132
FAX 046(252)7043

市では、現在の生きがいセンターを改修し、令和5年度に(仮称)座間市児童発達支援センターの開設を目指しています。このたび、「(仮称)座間市児童発達支援センター設置条例(骨子案)」を作成しましたので、ご意見をお寄せください。 ※児童発達支援センターとは、発達に遅れのある児童または障がいのある児童が通い、基本的動作の獲得、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、家族が安心して子育てができるように支援を行う地域の療育の拠点です。

○意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募案件に利害関係

「ご存じですか 被災建築物 応急危険度判定制度」

担当 建築住宅課

☎046(252)7396
FAX 046(255)3550

同制度は大規模地震で被災した建築物について、余震による倒壊や部材の落下などから生じる二次災害を防止するために市が行うもので、建築物の危険性を応急的に判定する制度です。判定士の資格を持つ建築士らが調査し、建物ごとに「調査済み(緑色)」「要注意(黄色)」「危険(赤色)」の判定標識を表示します。 ※この判定結果は、り災を証明するものではありません。



を有する方
○募集期間 11月30日(火)まで

○閲覧場所 市役所1階障がい福祉課・市民情報コーナー、各出張所、市民館、北・東地区文化センター、図書館、青少年センター、各コミュニティセンター(市ホームページで閲覧可)

○意見の提出方法 住所、氏名(法人などは名称と

代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の書式で〒252-8566座間市役所障がい福祉課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ(市ホームページから電子申請可) ※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えてご記入ください。

就労準備定例相談会

担当 生活支援課

☎046(252)8566
FAX 046(252)7043

就労経験のない方、退職から長期経過した方など、働くことに不安を抱える方へ働くためのサポートを行うっており、次の通り相談会を開催します(本人以外でも参加できます)。

○とき 11月9日(火) 午前10時~午後3時

○ところ はたらっく・ざま

ま(相武台1-5-6三裕ビル2階)

○費用 無料

○申込方法 電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ

○問い合わせ先 はたらっく・ざま ☎046(204)7624 FAX 046(204)7925

ざま市民朝市

- とき 11月14日・28日いずれも日曜日午前7時~売り切れ次第終了(雨天決行)
 - ところ 市役所ふれあい広場(雨天時は市役所1階アトリウム)
 - 販売品 地場産野菜、農産物加工品、肉、花き、市特産品など
 - 持ち物 マイバッグ(買い物袋は有料です)
- ※「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令された場合は中止します。
- 担当 農政課 ☎046(252)7601 FAX 046(255)3550

エコドライブ推進月間

11月は大気環境保全と地球温暖化防止を目的とした「エコドライブ推進月間」です。自動車から出る排気ガスは、大気汚染や地球温暖化の原因となります。なるべく自動車の使用を控え、次のことに気を付けてエコドライブを実践しましょう。

エコドライブ10のすすめ

- ・ふんわりアクセル「eスタート」(最初の5秒で時速20キロメートルを目安)にしよう。
- ・車間距離にゆとりをもって加・減速の少ない運転をしよう。
- ・減速時は早めにアクセルを離し、エンジンブレーキを活用しよう。
- ・エアコンの使用は適切にしよう。
- ・無駄なアイドリングはやめよう。
- ・渋滞を避け余裕をもって出発しよう。
- ・タイヤの空気圧から始める点検・整備をしよう。
- ・不要な荷物は降ろそう。
- ・走行の妨げとなる駐車はやめよう。
- ・車の燃費を把握しよう。

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 FAX 046(257)7743

11月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税(第4期)▽国民健康保険税(第6期)▽介護保険料(第6期)▽後期高齢者医療保険料(第5期) ※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。 ※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。 ※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。 ※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。 詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383へ)。

11月の相談日(祝・休日を除く) ※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜~金曜日午前9時30分~正午、午後1時~4時	市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士	9日 10日 16日 17日 24日 30日 夜 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時~8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分~4時30分(祝日の場合は別に定める日)	予約制(電話可) 市役所1階広聴人権課内相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ(25分以内)、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士(遺言書作成) 分譲マンション(近隣・管理組合)	11日 12日	毎月第2木曜日午後1時30分~4時30分 毎月第2金曜日午後1時30分~4時30分(11日まで受け付け)
交通事故 行政(国に対する要望) 司法書士(登記・少額訴訟) 不動産(取引・契約)	16日 18日 19日 25日 26日	毎月第3火曜日午後1時30分~4時 毎月第3木曜日午前9時30分~11時30分 4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分~4時30分 毎月第4木曜日午後1時30分~4時30分 1・2月を除く第4金曜日午後1時30分~4時30分
税理士	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前8時30分~正午、午後1時~5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX 046(252)0220 ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220
市民一般	9日	毎月第2火曜日午後1時30分~4時(電話相談のみ、事前予約制)
人権擁護委員(近隣問題など)	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前9時~正午、午後1時~5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX 046(252)0220
女性相談(DVなど)	18日	毎月第3木曜日午前10時~午後3時
駐留軍離職者	毎週月曜日午前9時~正午、午後1時~5時(電話のみ)	担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550
認知症	18日	奇数月第3木曜日午後1時30分~4時30分(予約制(電話可)。15日まで受け付け)
社会福祉士(成年後見制度)	毎月第1~4日 毎週月曜~火曜・木曜日午前10時~正午、午後1時~3時(予約制(電話可)) ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 FAX 046(255)3550
障がい者 就労支援	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX 046(252)7043
自立サポート相談	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前8時30分~正午、午後1時~5時15分(電話可)	担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX 046(252)7043
児童(子育て)	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前10時15分~11時30分、午後1時~4時45分(予約制(電話可))	担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX 046(255)5080
ひとり親家庭	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX 046(255)5080
青少年	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前10時~午後4時	担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX 046(259)2163
教育 子どもいじめホットライン	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前8時30分~午後5時(電話のみ)	担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX 046(252)4311
就学(障がい児対象)	毎月第1~4日 毎週月曜~金曜日午前9時~正午、午後1時~4時(予約制(電話可))	担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX 046(252)4311